平成２３年（再イ）第２１号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目14番28号
サンハウス102号室
再生債務者　齋藤　友貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第９号
岐阜県大垣市南一色町777番地６
再生債務者　森下　浩樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２３年（再イ）第１１号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目41番１号
フィオーレ松本303号
再生債務者　伊藤　恵美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２３年（再イ）第１４号
愛知県江南市村久野町中郷145番地
再生債務者　千田　　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第３３号
愛知県豊田市田中町４丁目32番地２　サンコーポラス田中３―308号
再生債務者　芳賀　豪一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第１２号
奈良県橿原市中町185番地の12
再生債務者　野島　幸信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（再イ）第２３号
愛媛県四国中央市寒川町4369番地６
再生債務者　合田　忠男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（再イ）第１０７号
熊本県宇土市戸口町878番地１
再生債務者　大原　俊成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再イ）第１１０号
熊本市南高江４丁目１番14野越団地１Ｃ―９―146号
再生債務者　山岡　徳廣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月29日
熊本地方裁判所民事第１部

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第３項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約の一部を次のように変更し、平成23年６月30日から施行することになりましたので公告いたします。

平成 23 年６月 30 日　　日本放送協会

1）前文中、「第32条第１項」を「第64条第１項」に改める。
2）第10条第１項中、「第32条第２項」を「第64条第２項」に改める。
3）第13条の２第２項中、「、第７条の２に規定するＩＣカードのユーザー登録のために行なう第三者提供」を削る。
4）付則第１項を次のとおり改める。

（施行期日）

1　この規約は、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日から施行する。

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第３項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約の一部を次のように変更し、平成23年７月１日から施行することになりましたので公告いたします。

平成 23 年７月１日　　日本放送協会

1）第３条第２項中、「廃止すること」の次に「等」を加える。
2）第４条第２項中、「設置の日」の次に「、」を、「廃止」の次に「等」を、「提出があった日」の次に「（ただし、ＮＨＫにおいて提出された放送受信契約書の記載事項に該当する事実を確認できたときに限る。）」を加える。
3）第４条第２項の次に次の１項を加える。

3　ＮＨＫは、受信機の廃止等に伴う前条第２項の放送受信契約書記載の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとすることができる。

4）第５条第１項中、「その廃止の届け出のあった」を「第９条第２項の規定により解約となった」に改めるほか、「その廃止を届け出た」を「解約となった」に改める。
5）第５条の２第１項中、「放送受信料免除の基準」の次に「（以下「免除基準」という。）」を加える。
6）第５条の３第１項および第５条の５第１項中、「別に定める放送受信料免除の基準」を「免除基準」に改める。
7）第９条第１項および第２項を次のとおり改める。

（放送受信契約の解約）

第９条　放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

⑴　放送受信契約者の氏名および住所
⑵　放送受信契約を要しないこととなる受信機の数
⑶　受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
⑷　放送受信契約を要しないこととなった事由

2　ＮＨＫにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。